玉野市
成年後見制度
利用促進基本計画

令和３年３月

玉　　野　　市

策定に当たって

全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、本市においてもこれまでに経験したことのない時代を迎えており、家庭や地域における相互扶助機能も低下の一途をたどっています。こうした中、本市では医療や介護、生活支援を包括的に確保し、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

その取組の一つとして、権利擁護支援を進める上で、大きな役割を担うのが「成年後見制度」です。今後は、認知症や一人暮らしの高齢者が増加し、障害者を支える家族等の高齢化も進んでいくことから、成年後見制度に対する需要はますます高まるものと予想されます。このような状況を受けて、市民の皆様の権利と利益を一層擁護するため、「玉野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念は「健やかで安全・安心に暮らせるまち」として、この理念の実現に向けて、「制度の普及啓発と環境づくり」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「安心して制度が利用される信頼づくり」を基本目標に掲げ、成年後見制度に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

本計画には、中核機関による成年後見制度の広報啓発や相談体制の充実、そして、医療・福祉・介護の専門職や関係団体による地域連携ネットワーク体制の構築など、具体的な取組を定めました。実効性のある計画とすることで、成年後見制度が必要な方々をしっかりと支え、早期の段階からの支援につなげていきます。

判断能力が不十分になり意思決定することが難しい状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる。そんなまちを目指し、市民の皆様や地域・医療・福祉・介護の専門職や関係団体の皆様と手を携えて進んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、慎重に御審議いただきました成年後見制度利用促進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの市民・関係団体・専門職の方々に心から感謝を申し上げます。

令和３年３月

玉野市長

目 次

第１章 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第１節 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２節 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第３節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第２章 本市の状況と課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１節 成年後見制度の利用が見込まれる高齢者の状況と課題・・・・・・・・・・・・・4
第２節 本市の制度利用が見込まれる障害者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第３節 本市の数値から見る成年後見制度を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・7
第３章 基本理念及び施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第１節 基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第２節 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第３節 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第４章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
基本方針１　制度の普及啓発と利用しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・10
基本方針２　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・11
基本方針３　担い手への支援を通じて、安心して制度が利用される信頼づくり・・・・13
重点的に取り組む事項　中核機関の設置と地域連携ネットワークの構築・・・・・・・15
１　中核機関の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
２　地域連携ネットワークの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
第５章 施策の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画策定の意義

１　計画策定の背景

本市では、判断能力が不十分となり、意思決定することが難しい状態になっても、安心して社会生活が送れるようにするため、地域包括支援センターなどと連携し、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談を進めています。

今後も、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者・障害者が増加することにより、成年後見制度に対する需要が一層高まることは確実であり、引き続き、財産管理や日常生活に支障がある人を社会全体で支え合うための重要な手段である成年後見制度の利用を促進する必要があります。

国では、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに、判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年５月施行）及び「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年３月閣議決定）が策定され、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと定められています。

▶成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年５月施行）

これまでの取組に加え、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定されました。

▶成年後見制度の利用の促進基本理念

① ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

② 自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

③ 身上保護の重視

本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

▶成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第12条の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

▶成年後見制度利用促進基本計画のポイント

① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

③ 成年後見制度の利用環境整備（不正防止の徹底・利用しやすさ）

2　計画の目的

本計画は、今後、成年後見制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が更に必要となることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

第２節 計画の位置付け

1　「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第14条」に基づく市町村が定める基本的な計画法第14 条では、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

※「成年後見制度の利用の促進に関する法律」平成28年（2016年） 5月施行
※「成年後見制度の利用促進基本計画」平成29年（2017年） 3月閣議決定

2　他計画との関係

本計画は、玉野市総合計画の個別計画かつ、玉野市地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画、玉野市障害者基本計画その他関連計画と整合・連携する計画とします。

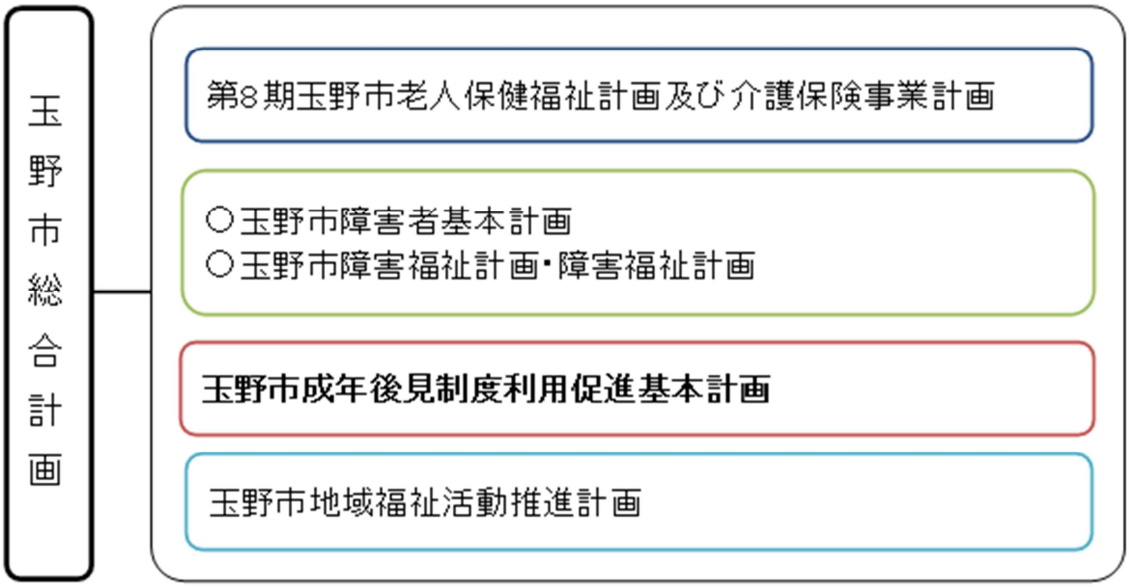

第３節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和８年度までの６か年とし、中間年度に当たる令和5年度に中間見直しを実施します。

なお、玉野市総合計画及び玉野市地域福祉活動推進計画の見直しや新たな計画策定時には、国等の動向を踏まえ本計画の見直しを行います。

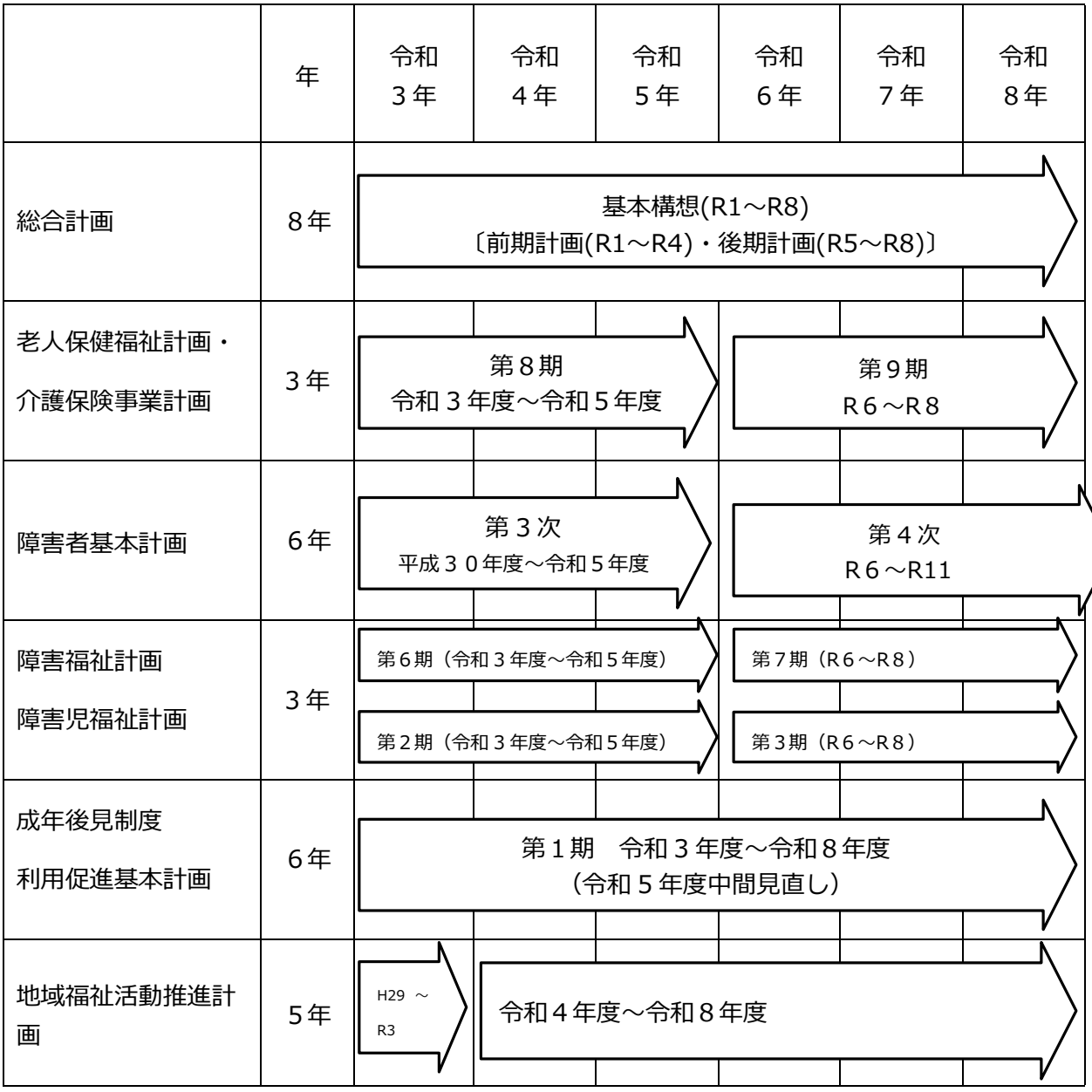

第２章　本市の状況と課題の整理

第１節　成年後見制度の利用が見込まれる高齢者の状況と課題

本市の総人口は、令和２年 10 月１日現在で 58,163 人、第１号被保険者である 65 歳以上人口は、22,133 人となっています。そのうち、前期高齢者（65 歳以上 75 歳未満）は 10,280 人、後期高齢者（75 歳以上）は 11,853 人であり、高齢化率は 38.05%と全国平均 28.1%（平成 30 年 10 月１日時点）に比べ、9.95 ポイントも上回っています。

高齢者人口の将来推計を見ると、65 歳以上が現在ピークを迎えており、今後緩やかに減少していく傾向ですが、75 歳以上は、今後 10 年ほどは緩やかに上昇していく見込みです。

また、要介護認定における「認知症日常生活自立度」＊Ⅱ以上の方の増加や厚生労働省の将来推計からも、今後認知症の人が増加していく傾向にあります。具体的には、加齢により認知機能が低下した認知症高齢者の数は令和元年度（2019 年度）は 2,901 人でしたが、令和７年（2025 年）には約 4,000 人まで増加すると予想されており、高齢者の地域での暮らしに重要な対策の一つとして、認知症の人やその家族を支える体制づくりの推進や支援の充実が求められています。

＊「認知症日常生活自立度」とは、介護保険の要介護認定時に用いられる指標で、Ⅱ以上は、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態をいいます。

◇玉野市高齢者人口の将来推計　（「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所：将来の人口を都道府県別・市区町村別に集計したもの））

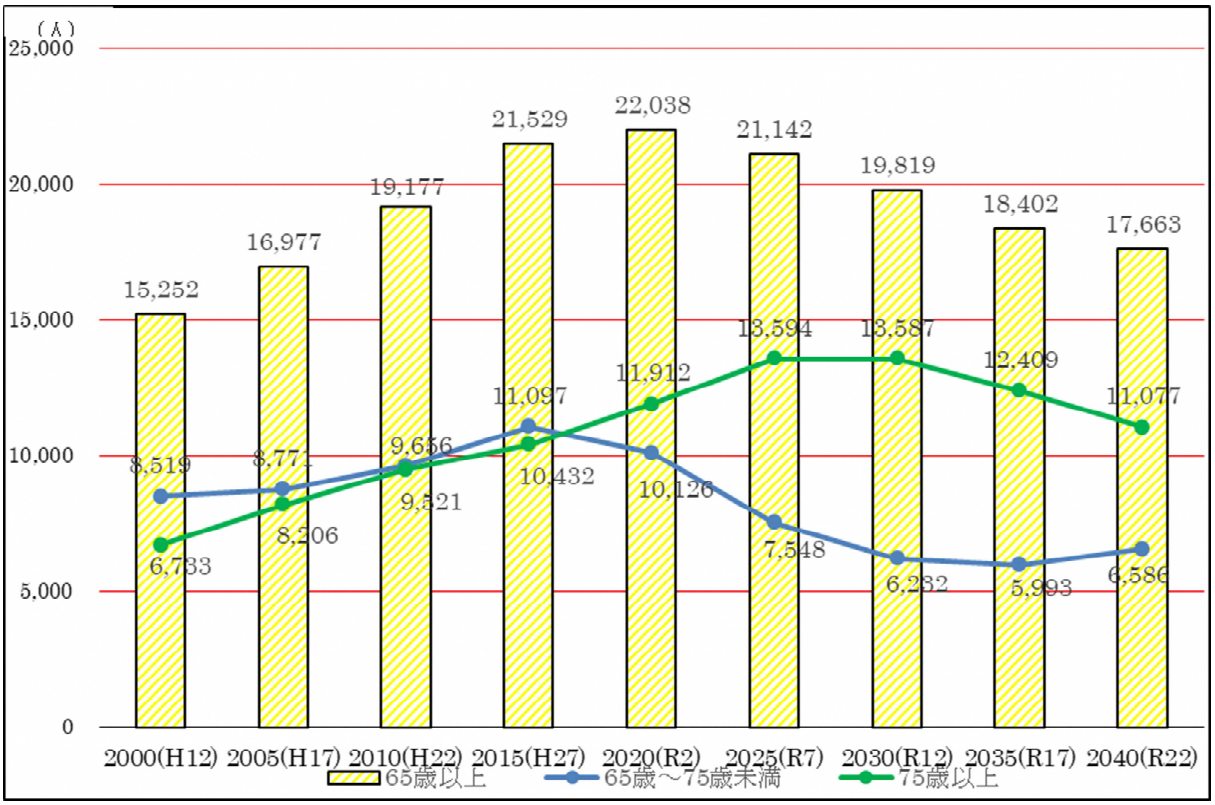

◇認知症高齢者の人数 （各年度末現在の人数）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
認知症高齢者数	2,821 人	2,881 人	2,892 人	2,901 人

※ 要介護認定を受けた者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」Ⅱ以上の人数

◇認知症高齢者の将来推計

	令和 2 年 （2020 年）	令和 7 年 （2025 年）	令和 12 年 （2030 年）	令和 22 年 （2040 年）
玉野市の 65 歳以上人口	22,038 人	21,142 人	19,819 人	18,402 人
65 歳以上人口に対する認知症者（有病者推計）＊	3,790 人 3,966 人	4,016 人 4,355 人	4,122 人 4,598 人	3,938 人 4,674 人

＊有病者推計比率

上段は認知症有病率が 2012 年以降一定と仮定した場合

下段は認知症有病率が 2012 年以降、糖尿病有病率の増加に伴い上昇すると仮定した場合

第２節　本市の制度利用が見込まれる障害者の状況

令和元年度（2019 年度）末の療育手帳所持者は 524 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 515 人となっており、3 年前の平成 28 年度（2016 年度）は療育手帳所持者 502 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 440 人であったことから、発達障害をはじめとする概念の広がりや本人、擁護者の障害受容が進んだこと等により、手帳所持者の数は増加傾向にあるといえます。手帳所持者の中でも障害特性や症状が異なるため、全ての人の判断能力が不十分だとは一概にいうことはできませんが、より重度の人の方が制度利用の可能性が高いと考えられます。

障害福祉分野では、いわゆる親亡き後の問題として、主に知的障害のある子どもをもつ親が、子どもの面倒を見ることができなくなった場合に、引き続き子どもが十分な福祉サービス等を利用して、安心して生活を続けていくことができるかどうかが、親の不安であり最大の関心事です。

障害のある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護の体制の充実に取り組む必要があります。

◇療育手帳所持者数の推移　　（上段：人数、下段：全体に対する比率）（各年度末現在）

年度／等級	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
A（重度）	166 人	168 人	169 人	167 人
	33.3%	32.9%	32.3%	31.9%
B（軽度）	336 人	346 人	354 人	357 人
	66.7%	67.1%	67.7%	68.1%
計	502 人	514 人	523 人	524 人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（上段：人数、下段：全体に対する比率）（各年度末現在）

年度／等級	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
1 級（重度）	54 人	66 人	69 人	66 人
	12.3%	13.8%	13.9%	12.8%
2 級（中度）	328 人	347 人	363 人	369 人
	74.5%	72.6%	73.0%	71.7%
3 級（軽度）	58 人	65 人	65 人	80 人
	13.2%	13.6%	13.1%	15.5%
計	440 人	478 人	497 人	515 人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

第３節　本市の数値から見る成年後見制度を取り巻く状況

本市の成年後見制度の利用者数は現在 208 人（うち親族後見人等 37 人）で、県内でも４番目に多い人数となっており、類型としては、後見が一番多く 74.5%を占めています。

次に、市長申立て件数および、成年後見等報酬助成件数及び助成額、専門職による「なんでも相談会」のうち成年後見制度の相談件数、玉野市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業利用者数は増加傾向にあり、今後認知症の方の増加に伴い、更なる増加が見込まれます。

◇成年後見制度の利用者数　（令和２年１月６日現在）　　（単位：人）

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
岡山市	1708	396	142	18	2264
倉敷市	748	305	96	6	1155
津山市	151	105	23	1	280
玉野市	155	39	12	2	208

（岡山家庭裁判所調べ）

◇市長申立て件数　（令和２年３月末現在）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
高齢者件数	0 件	13 件（3 件）	8 件（1 件）	12 件（1 件）
障害者件数	1 件	0 件	2 件	1 件
合計	1 件	13 件	10 件	13 件

（　）内件数は虐待によるもの

◇成年後見制度利用支援事業※(成年後見人等報酬助成件数及び助成額 令和２年３月末現在)

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
高齢者	件数	6 件	10 件	14 件	18 件
	助成額	1,356 千円	2,126 千円	2,916 千円	2,972 千円
障害者	件数	1 件	3 件	1 件	5 件
	助成額	522 千円	868 千円	216 千円	1,036 千円

※令和元年度より成年後見人等報酬助成の対象者を市長申立て以外も対象とした。

◇玉野市社会福祉協議会の成年後見制度受任件数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
受任件数	1 件	5 件	1 件	3 件

◇専門職による成年後見制度に関する相談件数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
相談件数	10 件	8 件	11 件	15 件

◇玉野市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業利用者数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
利用者数	7 人	8 人	12 人	13 人

第３章　基本理念及び施策体系

第１節　基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという制度の趣旨を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

しかしながら、成年後見等の申込み動機は、預貯金等の解約等や施設入所目的が多く、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度の利用は低迷していることがうかがわれます。

また、後見人による財産の不正使用防止の観点から、第三者が後見人に選任されることが多く、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているケースもあると指摘されています。

さらに後見等の開始後に本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されておらず、相談等、後見人を監督する家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難となっています。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感していただくため、これからの成年後見制度の利用促進に当たっては、①ノーマライゼーション ②自己決定権の理念に立ち返って運用のあり方を検討する必要があります。

また、財産の保全の観点のみではなく、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視する必要があり、個々のケースに応じた適切で柔軟な運用も求められています。

第２節　基本理念

成年被後見人等の尊厳にふさわしい生活を保障し、暮らしやすい社会の実現に向け、基本理念を「健やかで安全・安心に暮らせるまち」と定め、成年後見制度の理解を進める施策や制度の利用が必要な人への支援を総合的に展開します。

健やかで安全・安心に暮らせるまち

第３節　施策体系

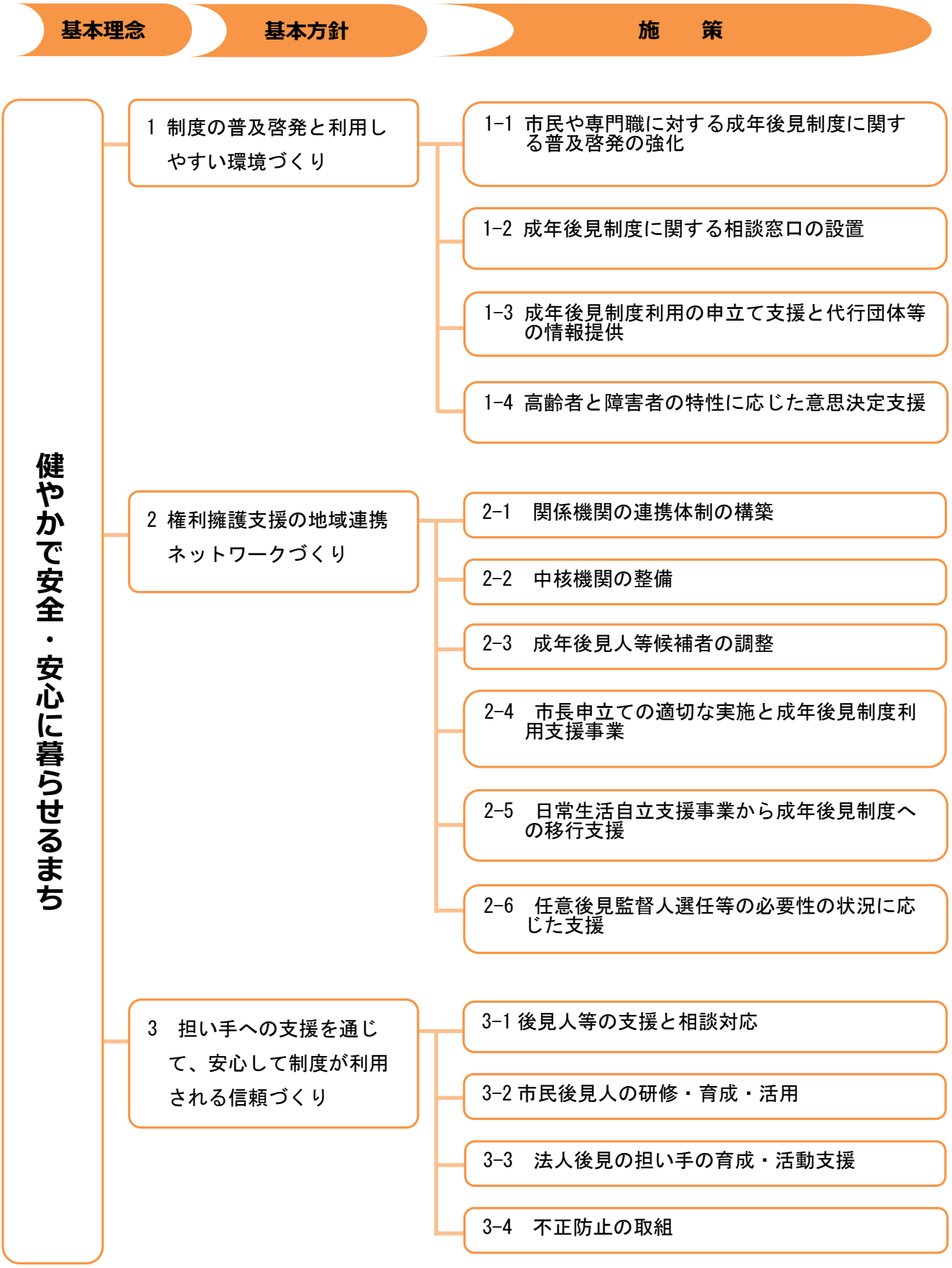
基本理念
基本方針
施　策
健やかで安全・安心に暮らせるまち
1 制度の普及啓発と利用しやすい環境づくり
1-1 市民や専門職に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化
1-2 成年後見制度に関する相談窓口の設置
1-3 成年後見制度利用の申立て支援と代行団体等の情報提供
1-4 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援
2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
2-1 関係機関の連携体制の構築
2-2 中核機関の整備
2-3 成年後見人等候補者の調整
2-4 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業
2-5 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援
2-6 任意後見監督人選任等の必要性の状況に応じた支援
3 担い手への支援を通じて、安心して制度が利用される信頼づくり
3-1 後見人等の支援と相談対応
3-2 市民後見人の研修・育成・活用
3-3 法人後見の担い手の育成・活動支援
3-4 不正防止の取組

第４章　施策の展開

基本方針１

制度の普及啓発と利用しやすい環境づくり

１ 現状と課題

（１）成年後見制度は、認知症や障害者の方々など判断能力の不十分な人の財産管理や生活を守る大切な手段ですが、市民にあまり制度が理解されていない状況です。

（２）市内で成年後見制度を利用している人は、約 200 人（令和元年７月末日時点：岡山家庭裁判所調べ）ですが、市内の認知症高齢者や精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者数と比較すると、利用率がとても低いと考えられます。また、本市は、県内の市と比較して、後見類型の割合が約 75％と保佐・補助類型の割合を大きく上回っており、本人の判断能力が著しく低下した段階で、やむなく成年後見制度が利用されているようです。

（３）市や地域包括支援センターでも成年後見制度の相談対応ができますが、より専門的な知識が必要となる場合もあり、そうした場合の専門の相談窓口の設置が求められています。

（４）市民が成年後見の申立て書類の作成を行う場合、書類が複雑なために負担を感じて申立てに至らないケースも多いようです。

（５）成年後見人等は、本人に身近な親族や福祉、医療の関係者等と円滑な関係を築きながら、本人の意思を可能な限り尊重して支援していくことが求められています。

２ 現状・課題解決に向けた取組

【1-1】市民や専門職に対する成年後見制度に関する普及・啓発の強化

①各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレットの作成・配布を行い、市民や専門職に対する成年後見制度の普及・啓発の強化を図ります。

②研修会、講演会を開催するほか、地域での出前講座を活用し、制度の周知を図ります。

③後見類型だけでなく、保佐・補助及び任意後見を含めた成年後見制度の早期利用の広報活動を進めます。

④障害者には長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが大切であり、親亡き後に備えるための成年後見制度の周知を関係機関と連携しながら進めます。

【1-2】成年後見制度に関する相談窓口の設置

①市や地域包括支援センターで成年後見制度に関する相談対応を行うほか、より専門的な対応が行えるように、新たに専門の相談窓口を設置します。

②専門性の高い相談にも対応するため、専門職による相談会を定期的に開設します。

【1-3】成年後見制度利用の申立て支援と代行団体等の情報提供

①本人や親族が自身で申立てを行う場合に、申立に必要な書類の取得方法や記入方法などの支援を行います。

②申立ての代行依頼や専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による第三者の後見人を希望する人には、支援団体、専門職団体の情報提供を行います。

【1-4】高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援

成年後見制度に関わる全ての関係者が、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、本人の特

性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、国が定める「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発を進めます。

基本方針２

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

１ 現状と課題

（１）権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の早期発見が不十分で、必要な支援に結びついていないのが現状です。

（２）成年後見制度を利用しようとしても、身近な相談窓口や場所があまり周知されていないため、利用が進んでいない原因の１つになっています。

（３）どのような人を成年後見人とすればよいのかわからないという声があります。本人の状況を十分に踏まえて適切な成年後見人等が選任されることが大切です。

（４）身寄りがない若しくは親族と疎遠なため、制度利用の申立てが進まない事例があります。また、後見人への報酬を支払うことができない人への市の助成制度が必要となっています。

（５）日常生活自立支援事業で利用者の判断能力が低下していても、事業を継続して利用している場合があるため、状況に応じて成年後見制度への移行が必要となります。

（６）判断能力の低下が進行した場合は、その状況に応じて、速やかに成年後見制度利用の検討、補助・保佐・後見の各類型間の移行、任意後見監督人の選任の検討などが必要となります。

２ 現状・課題解決に向けた取組

【2-1】関係機関の連携体制の構築

①権利擁護に関する支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みをつくります。

②個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、チームを支援するためのケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う連携「協議会」を設置します。

【2-2】中核機関の整備

①地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、ネットワーク内の司令塔として機能、協議会を運営する事務局としての機能、チーム支援の進行管理を行う機能を持たせます。

②中核機関の設置に向けて、（１）広報機能、（２）相談機能、（３）成年後見制度利用促進機能、（４）後見人支援機能、（５）不正防止効果の５つの機能について、段階的・計画的に整備していきます。

【2-3】成年後見人等候補者の調整

①専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）と連携し、財産管理だけでなく、意思決定支援・身上監護も重視した適切な後見人候補者の受任者調整を行います。

②適切な支援方針や成年後見人等が決定されるように、本人の状況や意向に合わせた支援方針や成年後見人等候補者を調整して推薦する体制を整備します。

【2-4】市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業

①判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して、市職員、福祉・医療関係者、専門職等が連携して、成年後見制度が必要な方を発見し、相談につなげ、市長申立てに対応できる体制を構築します。

②後見人への報酬を負担することが困難な低所得の利用者のために、市が実施する成年後見制度利用支援事業の更なる活用を図ります。

【2-5】日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等を進めていきます。

【2-6】任意後見監督人選任等の必要性の状況に応じた支援

本人の判断能力が低下し、さらにはそれを欠く等の状況に至った場合で、補助・保佐・後見の各類型間の移行が必要なケースや、親族や任意後見受任者が後見等の開始に向けて任意後見監督人の選任申立ての検討が必要なケースについては、チームにおける支援の中で、速やかに本人の権利擁護につなげていきます。

基本方針３
担い手への支援を通じて、安心して制度が利用される信頼づくり

１ 現状と課題
（１）後見人ひとりでは解決できない問題が発生することがあり、本人を取り巻く関係者が連携しながら支援をしていく必要があります。
（２）親族後見人等への医療、福祉に関する情報や医療、福祉サービスそのものの提供は、家庭裁判所によって行われないため、相談対応や支援を行う窓口の設置が望まれています。
（３）本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合があります。
（４）成年後見人等のニーズの高まりに伴い、専門職だけでは後見人が不足するおそれもあり、また、地域住民同士が支え合う地域共生社会の実現に向けた地域福祉の観点からも、市民後見人、法人後見人などの担い手を育成することが求められています。
（５）後見人による不適切な財産管理が行われ、制度の信頼を損なう事例も発生しており、正しい知識を身につけ、適切に業務を行えるように後見人への支援に取り組む必要があります。

２ 現状・課題解決に向けた取組
【3-1】後見人等の支援と相談対応
①必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。
②後見人になるにふさわしい親族がいる場合や市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについて、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に相談できる窓口の設置や支援できる体制の調整等を行います。
③本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。

【3-2】市民後見人の研修・育成・活用
①中核機関において、必要な知識やノウハウを有する市民後見人の養成、市民後見人がふさわしい事案の見極めやマッチング、選任後の様々な課題に対する支援の３段階を見据えた体制整備を進めます。
②市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組を進めます。
③市民後見人候補者名簿を作成し、後見業務を適切に行うために必要な知識及び技能を有すると認められる市民を市民後見人候補者として家庭裁判所に推薦できる体制を整備し

ます。

【3-3】法人後見の担い手の育成・活動支援

①後見人の受任者調整を円滑に行うためには、法人後見の担い手の確保が必要であり、担い手となる社会福祉協議会のほか、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等のより多様な主体による法人後見の実施がなされるよう活動支援（育成）を積極的に行います。

②若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていきます。

③法人後見人候補者名簿を作成し、家庭裁判所に推薦できる体制を整備します。

【3-4】不正防止の取組

①地域連携ネットワークやチームで本人と親族後見人等を見守り、支援していくことで、日常的に相談等を受けられ、適切な支援を受けられる体制を整備し、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正の防止に取り組みます。

②成年後見人等が本人に対して経済的虐待や横領等の不正行為などの不適切な行為を把握した場合や情報提供を受けたときは、家庭裁判等と連携し、適切な対応をとっていきます。

③後見制度支援信託、後見制度支援預金、成年後見支援貯金※などを紹介し、制度の利用に対して市民に安心してもらえるように取り組みます。

※ 後見制度支援信託、後見制度支援預金、成年後見支援貯金とは

本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行に信託することや信用金庫等の支援預貯金口座に預け入れることで、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度。信託財産の払い戻しや支援預貯金口座の入出金には、家庭裁判所の指示書が必要となります。

重点的に取り組む事項

中核機関の設置と地域連携ネットワークの構築

１　中核機関の設置

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人にとって、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨がありますが、市民にはあまり制度が理解されていない状況です。

誰もが地域で安心して生活ができる地域共生社会の実現を目指し、認知症や障害がある方の権利擁護を更に推進するため、本人の意思を可能な限り尊重した生活支援や法的支援の検討を行う中核機関を本市に設置し、成年後見制度の利用の促進を図ります。

設置する中核機関の概要

【名　称】玉野市成年後見支援センター　（仮称）

【拠　点】玉野市宇野１丁目玉野市役所本庁舎長寿介護課内

【設置主体】玉野市

【設 置 日】令和３年度内

【主な機能】

（１）広報機能

成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につなげるために、市民や行政機関、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所及び医療関係機関、介護事業所、金融機関等に対して判断能力の低下に伴って発生する問題や成年後見制度のメリット等を周知します。

①講演会、研修会、出前講座の実施

②ホームページ作成・市民向けと関係機関向けのリーフレットの作成配布

③市民、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、金融機関等に相談窓口を周知

（２）相談機能

相談しやすい環境を整備するために、成年後見制度に関する相談窓口を常設するとともに、専門職団体に協力を依頼し、専門職による相談窓口も定期的に開設します。

また、成年後見制度利用のための申立て支援と代行団体等の情報提供を行います。

（３）成年後見制度利用促進機能

①担い手の育成・活動の促進

（ア）専門職以外の成年後見人等の担い手として市民後見人となる方を育成し、後見人等を受任できる方を増やしていくための市民後見人制度の普及と啓発を行います。

（イ）県や専門職団体、家庭裁判所等の連携により市民後見人又は法人後見支援員の育成及び活用の方向性を検討し、その研修体制や育成プログラムを構築するとともに、市

民後見人又は法人後見支援員を活用できる体制を整備します。

（ウ）市民後見人候補者名簿と法人後見候補者名簿を作成します。

②受任者調整（マッチング）等の支援

（ア）申立ての必要性や市長申立ての判断、適切な後見人候補者等の推薦を行うために月１回程度受任者調整会議を開催します。

（イ）受任者調整会議の結果を受け、本人の状況等に応じて、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職又は市民後見人、法人後見人を後見人候補者として選任します。

③日常生活自立支援事業等からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制を整備します。

（４）後見人支援機能

①市民後見人や親族後見人等が日常的に相談できる体制整備

親族後見人等が一人で悩みを抱えないようにするために、気軽に相談できる窓口を設置し、後見活動の相談や定期報告書類の作成の助言等に努めます。

②意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援

後見人等の要請に応じて、関係機関を招集し、意思決定支援や関係者による役割分担、支援方針を検討する等のケース検討会議を行うなど、包括的に後見人等を支援し、かつ不正防止に努めます。

（５）不正防止効果

①地域連携ネットワークやチームで本人と後見人等を見守り、支援していくことで、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正防止に取り組みます。

②本人の判断能力が低下し、補助・保佐・後見の各類型間の移行が必要なケースや、任意後見監督人の選任申立ての必要性について検討します。

【運営体制】

（１）事務局

①事務局の人員体制

管理責任者、主任相談支援員、相談支援員

②設置

常設（午前８時３０分から午後５時１５分まで。土日祝日及び年末年始を除く。）

２　地域連携ネットワークの構築

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を早期に発見して、相談対応を行い、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取った支援につなげるため、地域の権利擁護、医療、福祉、介護の専門職及び関係団体、相談支援機関、地域関係団体、社協などが情報を共有し、緊密に連携するネットワークを構築します。

【地域連携ネットワークの構築の目的】

①権利擁護支援の必要な人の発見・支援

②早期の段階からの相談体制の整備

③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

【地域連携ネットワークの名称】

本市の地域連携ネットワーク及びその協議会の名称を「地域連携会議」とし、成年後見支援センターが「地域連携会議」の中核となるとともに、同センターの事務局がその運営を行います。

【地域連携会議の構築（体制）】

地域連携会議の委員は、次に掲げる関係機関、団体等から選出された２０名以内の者で構成することとし、市長が委嘱します。

（ア）権利擁護の関係機関、団体に属する者

（イ）医療福祉の関係機関、団体に属する者

（ウ）行政機関の職員

（エ）その他市長が必要と認める機関、団体に属する者

【地域連携会議の運営】

①チームを「地域連携会議」でバックアップする「ケース会議」

個々のチームに対して、地域包括支援センターが開催する個別ケース会議、介護支援専門員（ケアマネジャー）が開催するサービス担当者会議、障害者支援の個別支援会議、病院や福祉施設で行われるカンファレンス（ケース会議）の場を有効に活用し、成年後見支援センター職員、更には地域連携会議の専門職も加わって、本人を支援するチームのバックアップを行います。

（参加者）地域連携会議の委員のうち、権利擁護を専門とする者その他事案に応じて事務局が必要と認める者

（開　催）月１回及び随時

（内　容）

（ア）申立ての必要性の検討に関すること。

（イ）後見人候補者の受任者調整に関すること。

（ウ）後見人の支援に関すること。

（エ）その他事務局が必要と認めること。

②地域の多職種間の連携強化を図り、地域課題を協議する「全体会議」

多職種間の連携強化を図るとともに、地域課題の把握と解決策を協議するために、全体会議を開催します。

（参加者）地域連携会議の全委員

（開　催）年１～２回

（内　容）

（ア）「チーム」への支援等を通じて把握した地域課題の情報共有や支援策の検討

（イ）各専門職団体の協力体制の整備

（ウ）成年後見制度では対応できない支援の事例検証

（エ）家庭裁判所との情報交換・調整　等

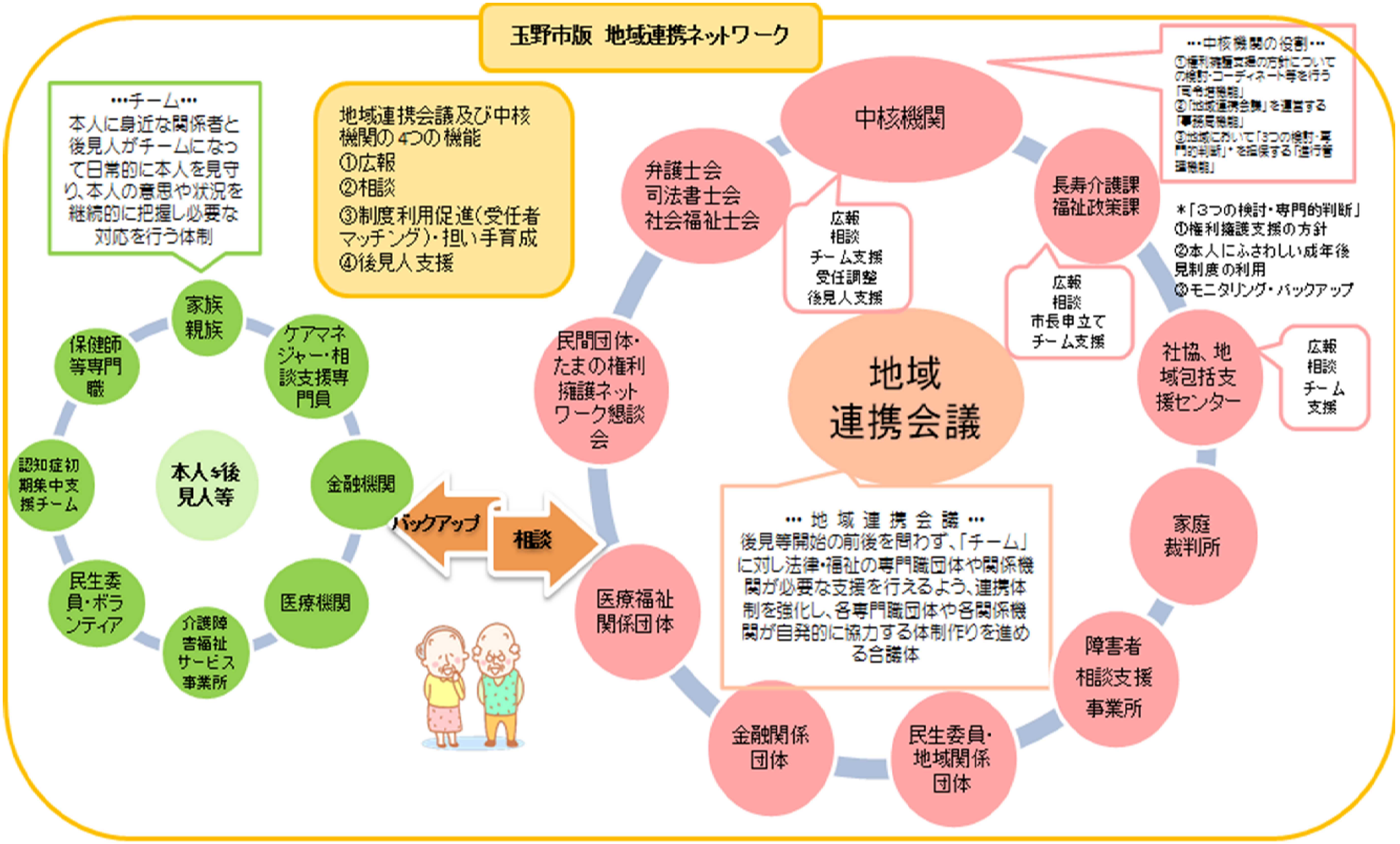
玉野市版 地域連携ネットワーク
…チーム…
本人に身近な関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制
地域連携会議及び中核機関の4つの機能
①広報
②相談
③制度利用促進(受任者マッチング)・担い手育成
④後見人支援
家族親族
ケアマネジャー・相談支援専門員
金融機関
医療機関
介護障害福祉サービス事業所
民生委員・ボランティア
認知症初期集中支援チーム
保健師等専門職
本人&後見人等
バックアップ
相談
中核機関
…中核機関の役割…
①権利擁護支援の方針についての検討・コーディネート等を行う「司令塔機能」
②「地域連携会議」を運営する「事務局機能」
③地域において「3つの検討・専門的判断」*を指揮する「進行管理機能」
弁護士会
司法書士会
社会福祉士会
広報
相談
チーム支援
受任調整
後見人支援
長寿介護課
福祉政策課
広報
相談
市長申立て
チーム支援
*「3つの検討・専門的判断」
①権利擁護支援の方針
②本人にふさわしい成年後見制度の利用
③モニタリング・バックアップ
民間団体・たまの権利擁護ネットワーク懇談会
地域連携会議
社協、地域包括支援センター
広報
相談
チーム支援
…地域連携会議…
後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体
家庭裁判所
医療福祉関係団体
障害者相談支援事業所
金融関係団体
民生委員・地域関係団体

第５章　施策の点検及び評価

この計画で定められた施策については、玉野市成年後見制度利用促進審議会において、「計画（Plan）」「実施（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Act）」の PDCA サイクルに基づき、中核機関及び地域連携ネットワーク（地域連携会議）の取組状況を踏まえた上で、施策の進行管理及び実施状況の点検と評価を行い、施策の充実に努め、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、国の成年後見制度利用促進計画の進捗状況、本市の関連計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

玉野市成年後見制度利用促進計画
（令和３年度～令和8年度）

発行年：令和3年3月
発行・編集：玉野市健康福祉部長寿介護課
〒706－8510　岡山県玉野市宇野1－27－1
TEL：0863－32－5537
FAX：0863－32－5526
URL　http://www.city.tamano.lg.jp